

賃借料情報の提供について

農地法改正により標準小作料が廃止されたことに伴い、農業委員会ではこれに代わるものとして下記のとおり賃借料情報を提供しています。

なお、賃借料は、貸し手、借り手双方の協議により決定してください。

年間賃借料(10 アール当たり)

令和6年12月末日現在

区 分	合 計	賃 貸 借				使用賃借
		件 数	平 均	最 高	最 低	件 数
利用権設定農地全域(田)	131 件	64 件	6,400 円	10,000 円	5,500 円	67 件
鳥羽・大久保町松陰・大久保町松陰新田・大久保町大窪	64 件	47 件	5,500 円	6,000 円	5,500 円	17 件
大久保町江井島・大久保町西嶋・大久保町福田	18 件	3 件	9,300 円	10,000 円	8,000 円	15 件
魚住町金ヶ崎・魚住町長坂寺・魚住町清水	49 件	14 件	8,500 円	10,000 円	7,000 円	35 件
二見町西二見	一件	一件	一円	一円	一円	一件

- ※ 1 旧農業経営基盤強化促進法による市街化調整区域での利用権設定農地の「田」の情報です。
 2 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに利用権が設定(公告)されたものを集計しています。
 3 賃借料を現物支給としている場合、玄米 60kg を 12,000 円に換算しています。
 4 平均は 100 円未満を四捨五入しています